

平成 25 年第 2 回更別村議会定例会会議録(1 日目)

平成25年6月11日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田晃啓 書記 佐藤敬貴
 書記 佐藤ちはる

議 事

議 長	ただいまの出席議員は、8名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 25 年第 2 回更別村議会定例会を開会いたします。
-----	---

(10 時 00 分)

村長より招集の挨拶があります。

岡出村長

村 長	本日ここに、平成 25 年第 2 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。
-----	--

心配されました天候もようやく安定し、農作物の生育状況も順調であります。今後の情勢としてT P P協議参加に大きな懸念と不安がありますし、またこのところの円安傾向を受け、諸物価、諸資材の値上がり、更に北海道電力の電気料金的大幅値上げ申請等、住民生活と基幹産業への影響が心配されるところであります。

こうした諸課題につきましては、連携を密に国等への要請等、必要な対応をしてまいりたいと思っております。

村政であります、本年度計画の各事業、諸事業等につきましては、ほぼ順調でありまして、議会をはじめ、村民皆様の多大なご協力に深く感謝を申し上げます。今後共変わらぬご支援とご協力をお願いするものであります。

今定例会におきましては、報告案件2件、人事案件1件、条例等の改正案件4件、議会に付すべき計画の変更と工事契約案件各1件、一般会計補正予算等、計11件について、ご審議をお願いすることとしております。

よろしくお願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶と致します。

議 長 村長の挨拶が終わりました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、7番本多さん、1番高木さんを指名いたします。

議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員長

さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

松橋議会運営委員長

議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。

さきに、第2回村議会定例会の議事運営等に関し、議長から諮問がありましたので、これに応じ6月4日午前9時00分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から6月17日までの7日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

委員長の報告が終わりました。

議長

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

日程第3、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日より17日までの7日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は7日間と決定しました。

議長

日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

総務厚生常任委員長

久門総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事項について、下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により調査の概要を報告致します。

1、調査日時、1回目は、平成25年2月6日。これは午前10時からです。2回目は、平成25年5月29日。これは午後1時から調査を実施しております。

調査場所、更別村議会議員控室、旧帯広開発建設部南部事業所。

調査事項、財産の取得と活用についてを調査事項とし、1回目は、主に旧帯広開発建設部南部事業所跡地の取得、旧更別幼稚園跡地、旧屋外ゲートボール場跡地の活用を中心とした調査とした。2回目は、更別運動広場再整備、その後の進捗状況等を調査致しました。

経過、1回目は委員5名及び議長の出席により、旧帯広開発建設部南部

議長
産業文教常任委員長

事業所の施設を現地において調査し、その後、所管課長等の出席を求め調査を行った。2回目は委員5名および議長の出席により所管課長等の出席を求め調査を行いました。

5、調査の結果、(1)といたしまして、旧帯広開発建設部南部事業所の跡地は建物とともに購入することとなる。建物は取り壊さずにそのまま活用することを検討している。

(2)旧帯広開発建設部南部事業所の土地、建物の活用は現在、村が進めているうどんなどの小麦を中心とした特産品加工施設として活用することとしている。また、旧宿泊所については、今後スポーツ団体等が行う合宿の簡易宿泊所として活用できないか検討することとしている。

(3)旧更別幼稚園跡地及び、旧屋外ゲートボール場跡地については、活用計画が策定されており、駐車場、デザイントイレ等の整備や児童大型遊具の設置などが計画されている。

(4)市街地活性化に関連して、「更別インターチェンジが供用開始となったこの時期に、市街地への誘導看板を早急に設置すべき」、「観光施設等の案内パンフレットの充実・活用による村のPRが大切」といった意見がありました。

(5)財産の取得、活用に当たっては、特に施設整備に関しては、「旧更別幼稚園跡・旧屋外ゲートボール場跡の活用計画」、「旧帯広開発建設部南部事業所跡の土地・建物の活用」、「交流拠点施設構想」など、市街地活性化の全体構想の中で一体的な検討が求められることであり、個々の構想の連携や周辺施設との整合性を図り、無駄が生じない整備で最大の行政効率を図られることに努められたい。

以上、報告と致します。

次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

高木産業文教常任委員長

産業文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告致します。

1、調査日時、平成25年5月29日、午前9時。

2、調査場所、更別村議会議員控室。

3、調査事項、幼稚園の状況について。

4、経過、委員5名及び議長の出席により、調査事項について教育次長の出席を求め調査を行った。

5、調査の結果、(1)教育次長より提出資料に基づき以下の説明を受け、現状調査を行った。

①更別幼稚園、上更幼稚園の園児数の推移、及び見込みについて。

②更別幼稚園の空き教室の状況について。

③上更別幼稚園園舎耐震、老朽の現状について。

④上更別小学校の校舎、学級数の状況について。

参考資料としまして、①どんぐり保育園の園児数の推移及び見込みにつ

議 長
議 長

村 長

築 39 年の木造の建物で、改築移転も検討しなければならない時期を迎えているのも実情と考える。

現状において、子供達の安全確保には耐震診断及び耐震補強による現園舎の維持継続は望ましいと考える。

平成 26 年から 28 年までの対象園児数は、更別地域で各年 22 名。上更別地域では 6 名、4 名、4 名の見込みで、横這いもしくは微減の状況で推移し、将来維持運営が困難な状況も予想される。

行政としても、幼保一元化、認定こども園等の国の施策の状況を注視しながら、地域住民と連携を蜜にし、慎重に対応することが必要である。

これで常任委員会の報告を終わります。

一般行政報告は文書で配布されております。

岡出村長

1 番目の農作物生育状況でございいますけども、4 月中旬からの降雪と低温により、その影響が心配されたところでありますが、その後の天候回復により、別紙 1 のとおり、は種、移植と、ほぼ順調でございまして、今後の天候に期待をいたしているところであります。

2の村営牧場の入牧状況でございますけれども、6月1日現在の入牧状況を報告するものであります。

3点目の更別村情報公開条例の運用状況についてでございます。

平成 24 年度に公開請求のあったものにつきましては 3 件でございます。部分公開が 2 件、この部分公開としてございますのは、個人的な氏名等を伏せて公開したために、部分といたしているところであります。また、非公開 1 件となつてございますけれども、請求されました公開文書につきましては、存在してございませんので非公開として処理をいたしましたわけでございます。

議長

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

		質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	日程第 6、教育行政報告を行います。 教育行政報告は文書で配布されております。 これで教育長からの教育行政報告を終わります。 これから教育行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	日程第 7、報告第 1 号、平成 24 年度一般会計繰越明許費の件を議題といたします。 報告の説明を求めます。 岡出村長
村	長	報告第 1 号、平成 24 年度一般会計繰越明許費の件でございます。 地方自治法第 213 条の規定により、平成 24 年度歳出予算の経費を翌年度に繰越をした件について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項に基づき別紙のとおり繰越計算書を調製いたしましたので、報告するものであります。 1 枚めくっていただきますと、繰越計算書でございます。 平成 24 年度の国の大型補正に伴いまして、今年の 3 月に平成 24 年度の第 7 号補正によりまして、予算措置をしたものにつきまして繰越調整したものであります。繰越する事業につきましては、款 6 の農林水産業費、項 1 農業費、事業名といたしましては、道営事業負担金でありまして、金額は 52,200 千円、翌年度繰越額につきましても同額となっております。 財源内訳につきましては、お目通しをお願い申し上げます。 次に 8 の土木費、項 3 の住宅費、事業名につきましては、村営住宅等整備事業補助でございまして、金額につきましては 99,000 千円。翌年度繰越額、同額でございます。これにつきましても、財源内訳はお目通しをお願いするものであります。 合計いたしまして、金額で 151,200 千円。 翌年度繰越額につきましても同額でございます。 以上、調整報告とするものであります。 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終了し、報告済といたします。
議	長	日程第 8、報告第 2 号、平成 24 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件を議題といたします。
議	長	

村 長

報告の説明を求めます。

岡出村長

報告第2号、平成24年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件で
ございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成24年度株式会社さら
べつ産業振興公社事業について報告するものであります。

次のページからが報告書でございますけれども、概要といたしまして、
道の駅さらべつとさらべつカントリーパークを合わせた純売上高につき
ましては、80,731千円と前年度比2,494千円、3.2%の増収となってい
ますけれども、ミニコテージ整備に係る広告宣伝費、備品、消耗品等の経
費の増加、更に燃料等の管理経費の増加によりまして、経常経費を切り詰
めたものの1,629,223円の赤字決算となりまして、2年連続の赤字となつた
ところであります。

ここ数年、東日本大震災とデフレ不況下によりまして、厳しい状況が続
いてございますが、このところ、都市部におきましては、景気の回復感が
出て参りましたし、隣接である十勝スピードウェイでの太陽光エネルギー
開発計画も進んでございまして、こうしたことも追い風に更に連携を強化
し、利用の拡大策を致して参りたいと思っております。

なお、報告書の中身につきましては、安部産業課長に補足説明をいたさ
せますので、よろしくお願いを申し上げ、報告といたします。

議 長
産業課長

安部産業課長

それでは補足説明をさせていただきます。

産業振興公社の損益計算につきましては、先程村長からご説明があつた
通り 1,629,223 円と、前年度に比べ 70 千円程赤字幅は圧縮されましたが、
依然赤字という状態であります。個々の売上につきましても伸びてはおり
ますけれども、先程言ったとおり、管理経費がかかるということで、主に燃
料代の高騰による光熱水費の増加、及び、先程説明にもありましたミニコ
テージの宿泊に伴う布団等の購入費で 350 千円と、道の駅さらべつの椅子
等の購入により、備品、消耗品費が約 600 千円円の歳出の増となっております。
それと自動車の窓ガラスの修繕等もありまして管理費が増となっております。

更に道の駅に関しましてですけれども、今年度、広告宣伝費が多くかか
っておりますが、印刷製本費として道の駅のパンフレット 117 千円を作成
しております。広告宣伝費で前年度に比べて 296 千円程多く増えておりま
すけれども、十勝毎日新聞への広告費 Chai 等の雑誌の広告費、それと道
の駅のパンフレットの印刷費等で、296 千円の増となっております。

いずれにしても管理費が前年よりかなり高くオーバーしているとい
うことで、今年度以降も圧縮に努め、黒字化に努めたいと思います。

参考までにですけれども、今年 4 月、5 月の売上なんですけど、4 月の売
上なんですけれども、カントリーパークに関しましては、前年比 13,590
円、道の駅に関しましては、前年比 292 千円と幾分上昇傾向かなというこ
となんですけれども、5 月の道の駅の売上に関しましては、雪の影響等もあ

議長

り、前年度とほぼ同額という形になっているということです。

以上で補足説明を終わります。

説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5 番 久門さん

5 番久門議員

先程冒頭で村長の方から2年連続の赤字と言われ、昨年は3年連続ということになっていたのですけれども、そこをちょっと確認したいのですけれども、去年と今年だけなのですか。

議長
産業課長

安部産業課長

当期損失の利益につきましては、実は平成20年から赤字になっておりまして、前期繰越を含めた赤字に関しましては、平成23、24年度の2年間の赤字となっております。

議長
5 番久門議員

5 番 久門さん

そこで今3ページを見ているのですけれども、損益計算書で管理費は確かに販売費の主な要因なのかどうか。2,854千円増えているのですね。それで上の1番目の宿泊施設収入は、逆に今年増額になっているのですが、管理の方で食われていると、こういうことが言えるのではないかと思います。4ページにおいても、従業員給与が昨年から比べたら966千円増えているのです。これらもどういうことなのか、ちょっとわかるように説明して欲しいのですけれども。

議長
産業課長

安部産業課長

さらべつカントリーパークにおきまして、従業員の今までの老年夫婦の方をお辞めいただいてですね、新たに単身の者を採用したということで、883千円程増えているということが従業員給与の増えた主な原因であります。

議長
5 番久門議員

5 番 久門さん

増えるそれなりの理由があったのでしょうか、今後こういうことを繰り返していると、この基金残高ですか、年々落ちていっていますよね。これが、こんなこと何十年も続くと基金残高もなくなってしまうよね。その辺のひとつの危機感をどのように持ってやっておられるのか。また、昨年新たにミニコテージを開設いたしましたけれども、それらの方は好調なのかどうか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

議長
産業課長

安部産業課長

もちろん赤字に関しては、危機感を持ちまして、去年開設したホームページですとか、フェイスブック、また観光協会の方でもフェイスブック等を利用して広告宣伝費は主にそちらの方からかけるということで、広告宣伝費をまず圧縮するという方法で、25年度以降は進めていこうかなということで考えています。それと、その他管理経費に関しましても、役員報酬等を減額して管理経費の圧縮に努めていくということでございます。

ミニコテージなののですけれども、昨年度は187件、710名のご利用をいただいております。昨年からですので直接の比較はできないのですけれども、トレーラーハウスと合わせたトレーラーハウス5棟、ミニコテージが5

		棟ですので、その両方の合計で比較しますと106件、宿泊客がミニコテージでは増加して、371名の宿泊客が増加しているということになっておりまして、この点がカントリーパークの宿泊収入の増の大きな要因となっております。
議	長	他に質疑はありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終了し、報告済と致します。
議	長	日程第 9、議案第 30 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求める件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 30 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求める件でございます。 更別村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。同意を求めたい方は、住所、更別村字更別南 1 線 38 番地 14、塩田辰則さん、昭和 27 年 1 月 1 日生まれでございます。 塩田氏におかれましては、平成 16 年の 6 月から、同委員を務めていただいておりますけれども、再度お願いをするものでございます。 ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。
議	長	本案は人事案件でありますので討論を省略いたします。 おはかりいたします。 ただいま、議題となっております、議案第 30 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 30 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。
議	長	日程第 10、議案第 31 号、更別村公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 31 号、更別村公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。 1 番の改正の理由であります、更別村税条例の一部を改正する条例、

これは平成25年条例第14号で改正をしてございますが、この施行に伴い、村税以外の収入金に関わる延滞金について、延滞金の割合等の特例など村税と同様の取り扱いができるよう条文改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

2の要旨であります、1といたしまして、延滞金の割合を現行年7.3%から年14.6%、当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間につきましては、年7.3%にするということでございます。

2番目といたしまして、当分の間の措置といたしまして、特例基準割合を適応する条文を追加するというところでございます。

3といたしまして、見出し及び条文の改正となっております。

次のページが改正条例の本文でございますが、ただ今申し上げました改正の理由、及び改正要旨で説明のとおりでございます、現行、改正後、アンダーライン部分が改正部分となっております。延滞金第4条では、現行では年7.3%となっておりますが、これを年14.6%、当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間につきましては、年7.3%の割合にするということでもあります。

第2項、これは追加でございます、前項に定めるものの他、公法上の収入金の滞納に係る延滞金の取り扱いにつきましては、更別村条例附則第5項の2の規定を適用するというところでございます。

端数計算でございますけれども、この見出しを延滞金の端数計算に改めるということでございます。

第5条につきましては、文言の整理でございます、「村長に」とあるのを、「村長は」と改めるものでございます。

次のページ、お願い申し上げます。

附則でございますが、施行期日といたしまして、1、この条例は平成26年1月1日から施行する。2の延滞金に関する経過措置でございますが、改正後の公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例第4条第2項の規定につきましては、延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものにつきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議長 (ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議長 (原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。

これから議案第31号、更別村公法上の収入金の督促及び滞納処分に関

議 長

する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 32 号、更別村子育て委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村 長

岡出村長

議案第 32 号、更別村子育て委員会条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村子育て委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

改正の理由でございますが、子ども・子育て支援法の制定に伴い、同法第 77 条第 1 項の規定による機関として、更別村子育て委員会を活用するため、本条例の一部を改めるものでございます。

2 の要旨でございますが、1 として更別村子育て委員会を、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定による機関とするということでございます。

2 といまして、更別村子育て委員会における意見等の内容をより広く聴取するため、委員の総数を 12 名以内に改めるということであります。

3 番目といまして、施行期日は平成 25 年 7 月 1 日とするものであります。

次のページが改正条例の本文でございますが、現行第 1 条の中の子育て支援計画とございますところを、子ども・子育て支援事業計画に改めるということであります。

第 2 条の所掌事務でございますけれども、現行、更別村子育て支援計画とございますものを、更別村子ども・子育て支援事業計画に改めるということであります。

第 2 条の第 2 項につきましては、追加でございまして、2 項として、委員会は子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号の規定に基づく事務を処理するものとするということを追加するものであります。

組織といましては、第 3 条の現行委員 11 名以内となつてございませけれども、委員を 1 人増やしまして、12 名以内とするものでございます。

附則と致しましては、この条例は平成 25 年 7 月 1 日から施行することとしてございます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6 番 堂場さん

6 番堂場議員	組織についてちょっと説明していただきたいのですが、委員会、今度 1 名増やして 12 名以内にするということなのですが、この組織の団体、どのような団体で構成されているのか、ちょっと教えて欲しいのですけれども。
議 長 保健福祉課長	金曾保健福祉課長 更別村子育て委員会の委員の構成でございますが、ただいまの委員の構成につきましては、それぞれ各小中学校の校長先生、幼稚園、保育園の園長、またそれぞれ幼稚園の P T A、保育園保護者会、またその他、各種団体等で構成されておりまして、11 名の委員で構成されております。
議 長 6 番堂場議員	6 番堂場さん その各種団体というのを知りたい。
議 長 保健福祉課長	金曾保健福祉課長 各種団体につきましては、それぞれ女性の関係ということで、若妻すみれ会さん、またその他、J A 更別の女性部、その他に障害者の親の会でございます。
議 長	他に質疑はありませんか。 (ありませんの声あり)
議 長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第 32 号、更別村子育て委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	この際、暫時休憩いたします。 午前 11 時まで休憩いたします。(10 時 45 分)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。(11 時 00 分)
議 長	日程第 12、議案第 33 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村 長	議案第 33 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件でございます。 地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を別紙のとおり変更するものであります。 1 の理由と致しましては、北空知圏学校給食組合の加入に伴う組合規約の変更に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から規約の一部変更について協議の申し出があったことから、地方自治法第 290 条の規定に

		より議会の議決を求めるものであります。
		2 の要旨でございますが、1 と致しまして組合規約別表第 1 に北空知圏学校給食組合を加えるということでございます。
		次のページが変更規約の本文でございますけども、ただ今の説明のとおり、本組合に北空知圏学校給食組合を加えるということでございます。
		附則と致しまして、この規約は地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するということでございます。
		以上、提案説明といたします。
		ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 議案第 33 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 13、議案第 34 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 34 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件でございます。 地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更するものであります。
		1 の理由と致しましては、議案第 33 号と同様でございます。
		2 の要旨につきましても、同様でございますので説明を省略させていただきます。
		次のページが変更する規約の本文でございますが、改正趣旨等、議案第 33 号と同じでございますが、このとおり文言の整備を行うものでございます。
		内容につきましては、お目通しをお願いするものであります。
		以上、提案説明といたします。
		ご審議方よろしくお願い致します。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)

議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 34 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 14、議案第 35 号、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 35 号、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件でございます。 過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定により、更別村過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するものでございます。 理由と致しましては、十勝圏消防広域化の消防救急無線デジタル化整備事業及び保育環境整備に要する支援に伴い、過疎地域自立促進特別措置法に基づき更別村過疎地域自立促進市町村計画を変更するものであります。 次のページからが変更後の計画でございますが、本計画に登載されていない事業につきましては、財政的に有利な過疎対策債が借り入れ出来ないというものでございまして、資料も提出してございますけれども、今般、十勝圏消防広域化に伴う消防救急無線デジタル化整備事業と、子育て環境の整備と致しまして、民営保育所等整備につきまして、建設支援事業を追加するものでございます。 本計画書におきまして、事業の追加、文言の変更部分につきましては、アンダーラインをした部分でございますので、失礼ながらお目通しをお願いするものであります。 ご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。

		これから議案第 35 号、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 15、議案第 36 号、若葉団地公営住宅建替事業（建築主体工事）工事請負契約締結の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 36 号、若葉団地公営住宅建替事業工事請負契約締結の件でございます。
		若葉団地公営住宅建替事業（建築主体工事）を次のとおり締結しようとするものであります。
		1 の工事名でございますが、若葉団地公営住宅建替事業（D、E、K棟）建築主体工事でございます。
		2 の工事場所につきましては、更別村字更別南 2 線 96 番地。
		3 の契約の方法でございますが、指名競争入札による落札となっております。
		4 の契約金額につきましては、97,650,000 円。
		5 の契約の相手方でございますが、川田・川上・小川経常建設共同企業体、代表者、帯広市東 5 条南 5 丁目 1 番地、川田工業株式会社、代表取締役、川田章博でございます。
		理由と致しまして、工事請負契約の締結について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。
		本件に関しましては、資料を提出してございます。
		この資料について説明を加えさせていただきます。
		1 の入札の日時でございますが、平成 25 年 5 月 28 日、9 時 00 分から行っております。
		2 の指名業者でございますが、お示しの 5 業者となっております。
		3 の工事内容につきましては、3 棟 9 戸ということでございまして、木造平屋建、延べ床面積につきましては 704.31 ㎡。1 戸あたりの面積につきましては 63.85 ㎡、物置共用部分を含めると 78.25 ㎡となるものであります。お部屋の構成等につきましては、記載のとおりでございますので、お目通しをお願いするものであります。
		4 の工期でございますが、契約締結の日から平成 25 年 10 月 30 日までとしてございます。
		以上、提案説明といたします。
		ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。

議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 36 号、若葉団地公営住宅建替事業（建築主体工事）工事請負契約締結の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 16、議案第 37 号、平成 25 年度更別村一般会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 37 号、平成 25 年度更別村一般会計補正予算（第 1 号）の件でございます。 第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 41,021 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,102,528 千円とするものであります。 第 2 項につきましては、お目通しをお願いするものであります。 この度の補正に関しまして、主なものと致しましては、旧開発跡地等の取得に伴いまして、その利活用と特にメインの道路に面している所でありますので、急ぎ環境の改善を図らなければならないということで、初期的に必要なものを補正させていただくものであります。 次に国の子ども・子育て支援法の制定に伴いまして、子育て計画の策定関連予算及び課題でありました、どんぐり保育所の狭隘解消について、補助事業の採択決定を受けて整備するための補正、また今年に入りまして、民間、それから公営住宅を含めまして、空き家が極端に少なくなっておりまして、住宅事情に余裕がなくなっているという状況にあります。こうした状況は定住対策等に支障を及ぼしまして、村づくりに影響があるために、賃貸住宅 1 棟の建設補助を行う他、予防接種制度改正に伴いまして、関連予算の補正を行うことを主なものと致してございます。 なお、補正予算の詳細につきましては、三好副村長に補足説明をいたさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。 ご審議賜りますようお願い申し上げ提案説明といたします。 三好副村長 それでは私の方からご説明をさせていただきます。 まず歳出の方からご説明をさせていただきます。 6 ページをお開き下さい。
議 副	長 村 長	

款 2 総務費でございます。16,258 千円を追加しまして 799,760 千円とするものでございます。内容につきましては、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費におきまして 2,646 千円を追加するものでございます。事業につきましては、説明欄にございますけれども、(1)として庁舎改修事業として、15 の工事請負費で 2,646 千円を追加するものでございます。これにつきましては、役場庁舎の排水桝が老朽化に伴って破損したということと職員玄関のドアがストッパーの油圧が低下しているということで、それらの改修をする経費でございます。目 4 地方振興費でございます。13,563 千円を追加するものでございます。内容につきましては、(1)で市街地活性化事業分ということでございますけれども、これにつきましては、村長からお話がありましたけれども、開発の事業所跡地の部分につきまして、6 次産業化を視野に特産品の加工センターを作るということを念頭に進めていくもので、なかなか営業行為に関するものですから、まず前段に調査研究をするということで、その必要最低限の試験研究施設を整備していきたいということが 1 つでございます。もう 1 つは、交流拠点施設が予定されてございますけれども、その部分の予定しているソフト事業があります。これも可能性を調査していきたいということで交流拠点施設とこの特産品の加工センターと役割分担をもとに、今後連携を深めて進めていくということで、今回整備を予定しているものでございます。それと合わせまして、本年 2 月に市街地の中心部の遊休地、西田商店の隣でございますけれども、土地と建物を取得させていただきました。その部分につきまして、当面の間でございますけれども、不足しております駐車場を整備するということで、建物それから塀、物置等を撤去して、駐車場を整備するというのが事業の内容となっております。内訳につきまして、ご説明させていただきたいと思います。説明欄にございますけれども、11 の事業費では、加工センターの部分でうどん工房を想定しておりますけれども、その施設の電球、洗剤等、そういった消耗品の経費 100 千円、それから光熱費と致しまして、電気、水道、下水、ガス、灯油等の光熱水費で 233 千円を追加するものでございます。合わせて事業費で 333 千円の追加でございます。12 の役務費でございます。保険料としまして、開発施設の建物の部分ですけれども、火災保険をかけるということの経費 53 千円、それから手数料と致しまして、うどん工房の営業許可、保健所から許可をいただかなければなりませんけれども、その分の経費 18 千円を追加いたしまして、71 千円の追加をするものでございます。13 の委託料でございます。これは開発の施設跡地を工房、特産品加工センターとして利用するために消防施設の点検をするということの経費 11 千円を計上させていただいております。15 の工事請負費でございますけれども、1 つ目が整備工事費ということで、旧開発庁舎事務所等整備工事費ということで 9,062 千円を計上しているところでございます。これにつきましては予算資料の方をご覧くださいと思います。2 ページをお開き下さい。まず単独事業と致しまして、市街地活性化事業ということで 9,062 千円を載せているところでございます。備考欄に事業の概要が載せてありますけれども、旧開発庁舎事務所等

整備工事費ということで、事務所の改修 184 m²、6,080 千円、敷地内の整備 5,323.84 m²で 2,982 千円というようなことになっているところがございます。最後のページをお開き下さい。資料のナンバー2 ということで載っておりますけども、開発の後の事務所の平面図を載せておりまして、今回改修を行う部分の箇所を明示しているところがございます。基本的には斜線、実線の斜線、それから点線の斜線を引いているところ、それから網掛けをしているところを今回改修するということでございます。網掛けをしているところが、うどんの加工工房、加工施設の部分ということで、その厨房というような形になってございます。それ以外の部分は共用施設、それから一点破線の部分につきましては、食堂とか特産品の販売等、諸々の試験研究をするためのスペースということで想定しているところがございます。予算書の方に戻らせていただきまして、その経費、9,062 千円計上しているところがございます。それと解体工事費ということで、施設解体工事費で 2,520 千円を計上しております。これにつきましては、市街地中心部の遊休地の建物等を撤去して、先程申し上げましたけれども、当面の間不足している駐車場を整備するというところがございます。次に 18 備品購入費でございます。これはうどんの加工工房を作るのに必要な備品、冷蔵ショーケース、それからレジスター、冷蔵庫、作業台等の備品一式で 1,556 千円を追加するというような内容となっております。続きまして目 9 住民活動費で 49 千円でございます。これは説明欄にございますように、(1)の協働のまちづくり基金の積立金ということで、本年 3 月の補正予算後に寄附金を受けたものの積立分ということでございます。

続きまして 7 ページをお開き下さい。

款 3 民生費でございます。10,904 千円を追加して 637,034 千円とするものでございます。内容につきましては、項 1 社会福祉費、目 2 福祉の里総合センター費で 519 千円を追加するものでございます。説明欄にございますように、(1)福祉の里総合センターの維持管理経費ということで、需用費で修繕費を見ているところがございます。これにつきましては温水ボイラーの基板が故障したということで修繕をするもの、それから暖房の温水の循環ポンプが故障したということで交換するものの経費を載せさせていただいているところがございます。次に項 2、児童福祉費、目 1 児童福祉総務費で 10,385 千円を追加するものでございます。まず 1 つ目でございますけれども、(1)子育て委員会の運営経費で 97 千円追加するものでございます。先程、あの条例の一部改正でもご説明させていただきましたけれども、子育て委員会の委員数を 11 名から 12 名、1 名増員するということと、会議の回数を 2 回から 3 回にするということでの経費の増ということで、節の 1、報酬につきましては 92 千円を追加するものでございます。9 の旅費で、その費用弁償 5 千円を追加するものでございます。次に (2)児童福祉事業経費ということで、10,288 千円を追加するものでございます。1 つ目につきましては、子ども・子育て支援事業計画を策定するというところで、平成 26 年に策定しまして、計画期間は平成 27 年からになりますけれども、前段にニーズ調査が必要ということで、その経費を計上

するものでございます。11 の需用費、消耗品でございますけれども、コピー用紙だとか封筒の経費が 9 千円の追加でございます。12 の役務費としまして、郵便料 156 千円の追加。13 の委託料としまして、ニーズ調査の取りまとめを委託するという事で、1,575 千円を追加するものでございます。19 の負担金補助及び交付金ということで、8,548 千円を追加するものでございますけれども、これはどんぐり保育所の受入人数が増加していることで狭隘になっている部分を増築するというものでございます。これにつきましては、予算資料をご覧いただければと思いますけれども、1 ページでございます。民生費の児童福祉事業経費ということで、8,548 千円を追加するものでございます。備考欄に書いてありますけれども、どんぐり保育園の増築工事費として総事業費 10,912 千円、事業主体が社会福祉法人更別どんぐり福祉会ということになってございます。これにつきましては、北海道の安心こども基金に係る施設整備補助金ということで、保育所の緊急整備事業の支援を受けて進めるものでございます。先程、過疎計画にも登載させていただいているところでありますけれども、過疎計画に登載することによって、50%補助が 55%補助になるということでございます。そして村のルール分の持ち出しが 25%、残り 20%が事業主体の持ち出しという内容になってございます。そんな中で事業調の方では国・道支出金 5,877 千円、それから村の持ち出しの分の 2,671 千円を計上しているところでございます。2 枚めくっていただきまして、資料ナンバー1 ということで、児童福祉事業経費臨時ということで、保育所の平面図が載っております。斜線の引いてあるところを増築するということでございまして、現在の施設面積は 649.24 m²ございまして、今回 49.83 m²を増築しまして 699.07 m²にするものでございます。予算書の方に戻らせていただきまして、8 ページの一番上になりますけれども、どんぐり保育所の増築でございまして、事業費は先程言いましたけれども、補助対象費が 10,686 千円となります。これの道が 55%持ち出し、村が 25%持ち出しということで 80%助成するということでございます。そうしますと 8,548 千円の助成というような内容になってございます。

次に款 4 衛生費、1 千円追加しまして 335,046 千円とするものでございます。内容につきましては、項 1 保健衛生費、目 2 予防費で 1 千円を追加するものでございます。説明欄(1)にありますように、予防接種事業経費ということで、1 千円を追加するものでございますけれども、これはヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン、今まで任意接種でございました。これが法定接種に変更になったということで、今まで全額委託料で見えておりましたけれども、今回、接種の委託料と、それから薬品費に予算を振り分けるというような内容になってございます。11 の需用費につきましては、医薬材料費ということで、予防接種の薬品費 2,892 千円を追加するという内容でございます。13 の委託料でございますけれども、2,891 千円の減額でございますけれども、内訳につきましては、各種予防接種の委託料 1,210 千円を追加しまして、当初見ておりました子宮頸がん予防ワクチン等接種委託料の部分 4,101 千円を減額するというような内容

になってございます。

次に款5 労働費でございます。4,095 千円を追加させていただきまして8,110 千円とするものでございます。項1 労働費、目1 労働諸費で4,095 千円を追加するものでございます。内容につきましては、(1)雇用対策事業ということで、19 負担金補助交付金で追加するものでございます。これにつきましては、地元雇用促進事業助成金ということで、地元雇用した場合に対して定住化の観点から支援していくという事業で進めているところでございますけれども、当初、4 名分、月 70 千円の支援ということで3,360 千円の予算を計上していたところでございますけれども、本年に入りまして要望が多いということで、9 名分の予算を確保したいということで総額7,455 千円としたいということでございます。年度の途中から雇用される方も想定されるということで、70 千円の 106.5 ヶ月分を総体で見ているところでございます。ちなみに現在のところ想定しているのは、農業関係で5 名、商工関係で4 名という状況になっているところでございます。

続きまして9 ページをお開き下さい。

款6 農林水産業費、118 千円を追加いたしまして、341,545 千円とするものでございます。内容につきましては、項1 農業費、目2 農業振興費で118 千円、同額を追加するものでございます。説明欄(1)農地・水保全管理支払交付金で追加するものでございます。内訳につきましては、旅費で33 千円、11 の需用費でコピー用紙39 千円、14 の使用料及び賃借料で46 千円の追加をするものでございますけれども、説明が前後いたしましたけれども、農地・水の事業につきましても、管内でも取り組んでいる町村がございまして、十勝管内で連絡会というものを作っております。その中で持ち回りで幹事を割り当てることになっておりますけれども、今年、更別村が幹事をするということで、幹事会の出張、それから十勝の連絡報告会をする経費をここで追加させていただいているところでございます。ちなみにこの経費につきましては、推進交付金で賄われるということになってございます。

続きまして款8 土木費で9,645 千円を追加しまして555,312 千円とするものでございます。内容につきましては、項1 土木管理費、目1 土木総務費で45 千円の追加でございます。説明欄(1)の土木管理事務経費、19 負担金補助で北海道災害復旧促進協会負担金を追加するものでございます。これは事業費の増に伴う追加という内容になってございます。

次に項3 住宅費、目2 賃貸住宅建設促進費で9,600 千円を追加するものでございます。説明欄(1)賃貸住宅建設促進事業ということで、19 の負担金補助及び交付金ということで、9,600 千円を追加するものでございます。先程、村長からお話がありましたけれども、更別市街地の住宅状況について若干ご説明させていただきたいと思います。まず夫婦用の公住が現在2 戸空いているということでございます。それから特定公共賃貸住宅、単身用ですけれども1 戸空きがございまして、それと民間の賃貸住宅が3 戸空いているというような空き室の状況でございます。そんな中で賃貸住宅等

に入居したいというような話が来てございます。そんなことで、あまり空き室がないということがあります。それから今後も高規格道路のインターチェンジ開通によって移住、定住といったことが見込まれるということで今回1棟8戸分を想定しまして、建設費の助成を予算化するものでございます。

続きまして、給与費明細書、1番最後のページでございます。補正予算給与費明細書ということで、1番目の特別職の部分を整理しております。先程、予算の関係で子育て支援委員の増員等の部分でございますけれども、比較のところでございますけれども、職員数、その他の特別職1名増員で報酬額を92千円追加するという内容でございます。追加後の補正後の金額につきましては、給与費で56,966千円、教材費で12,582千円、合計しまして69,548千円となるものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

5ページをお開き下さい。

款9 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税で34,710千円を追加しまして、1,994,779千円とするものでございます。今回、普通交付税34,710千円を追加するものでございます。当初、留保財源で60,000千円程持っておりましたけれども、今回の各種事業での財源ということで追加するものでございます。

次に款14 道支出金で6,061千円を追加しまして、122,120千円とするものでございます。内容につきましては、項2の道補助金、目2の民生費道補助金で5,877千円を追加するものでございます。節2の児童福祉費補助金で、歳出で説明させていただきました保育所の増築に伴う道の補助金分ということで、保育所緊急整備事業補助金5,877千円を追加するものでございます。それと目4 農林水産業費道補助金で184千円、節1の農業費補助金で説明欄、農地・水保全管理支払推進交付金ということで184千円を追加するものでございます。

次に款15、財産収入で250千円を追加しまして、24,077千円とするものでございます。内容につきましては、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入で250千円の追加ということで、節2の建物貸付収入ということで、旧開発の事務所の部分につきましては、うどんの加工工房等に利用するということでの貸付をする収入を250千円見ているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4番 松橋さん

4番松橋議員

単独事業の市街地活性化事業、開発跡地の利用の件について、ちょっと質問、確認をしたいのですけれども、6次化産業を目指して、うどんの工房で試験的にしますよという説明をもらっています。

それで今回、その開発の跡地の事務所跡もこれ仕切っていますが、こちらには使わない、必要がないと。それからもう1点、宿泊施設がありましたよね。あれについても全然まだ説明をもらってないし、考えてもいな

議長
副村長

いということですか。

私とすればその開発の跡地、あの建物も含めて敷地も含めて全体図を書いてから事業に乗るべきだと思うのですが、この建物も大きいからいりませんよという感じで、横は使いませんよと、トイレは改修しますよという説明を受けていますけれども、その辺将来的な図面も含めて、もし説明があれば。

三好副村長

まず事務所というか工房の方の仕切りの関係でございすけれども、今回、うどんの加工工房をまず先行してやっていきたいということで、必要最低限の部分での改修ということで、今回加工研究施設ということで進めさせていただいておりますけれども、こういった事業はやはり営業収支が絡むものですから、そして色々な所にうどんの店舗等も出てきておりますので、研究を重ねながら進めていかないと、後々色々な負担が出てくるということがありまして、今回は必要最低限の施設の改修を行いたいということで、ここで仕切りをさせていただいているところでございす。なお、今回の改修に伴って、先程は説明をしておりますけれども、財源的にも過疎債を活用して、地元負担を軽減するというところで進めていっているというところでございす。

それから宿泊施設につきましてですけれども、昨日の全体協議会でも何とおりが活用方法を示させていただきましたけれども、これもなかなか難しいところがそれぞれありまして、やはりもう少し時間をいただく中で進めさせていただきたいなというふうに思っております。

全体像につきましては、本来はやはり全体像を見極めて全てを進めるべきところでございすけれども、交流拠点施設の動き、それから宿泊施設の活用方法、そういったものがまだ固まっていない部分があるということで、なかなかその部分は整理を仕切れないというのが現状でございすけれども、それらを全部固めてから今回の加工工房等を整備するというふうになると相当な時間を要するというようなことになっております。そんなことで高規格道路のインターチェンジ等も延伸されるということで、なるべく早くやはり更別村のアピール出来るところはアピールしていく中でしていきたいということ、試験研究を重ねる中でそういったものも出していきたいなということで、今回必要最低限の改修費を計上させていただいているところでございす。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

今の説明を聞きますと、急がなければいけないというご説明なのですが、果たしてそうなのですか。全体像も出来ない、これも利用も出来ない、全員協議会で説明がありましたと言いましたから、あえて言わなかったのですが、その時の説明を見ますと、上手いかなければ2年で撤退しますよと、そういう説明をされましたね。書いてありましたね。2年間は試験期間ですけど、上手いかなければ撤退しますよと。村だって行政だからそういうお話になるのかと思うのですが、それについて私どもが、私個人ですけど、なかなかそれに、はいよろしいですって賛成

議長
副村長

はちょっと出来かねますね。

三好副村長

撤退ありきである計画をしていることではありません。ただ、やはり先程の説明不足のところもありましたけれども、やはりこういった事業の見極めというものはどうしても必要だということで、今回調査研究というひとつの段階を経て本格的な事業化にしたいというようなところでございます。その事業化にあたっては、やはりその商品として魅力があるもので販売が出来るか、採算性が取れるか、それとやはり行政だけではこういった事業は出来ませんので、色々な団体、それから個人の方も含めて協力体制をいかに構築していけるか、そういったものも2年間の中で見極めて、是非とも実現したいという思いの中で、これまで製麺機も農協さんと共同ではございますけども導入させていただくとともに、地域おこし協力隊も先日また1人面接をしまして、この特産品開発につきましては2人体制で精力的に取り組んでいくということで、何としても実現をしたいという思いで進んでいるところでございます。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

首長は何も言わないであれなのですけれども、私、思うのですよ。コンサルタントさんのあれも見ましたけれども、うどんがあくまでも主流だと、特産品の中で。私自身は若干疑問を持っているのですけれどね、うどんには。うどんは500円程度で採算を取るとしたら、3人なり厨房も用意して、どれだけうどんを食べに来ていただかなければなりません。そこまで計算しなかったら高松の街のうどんに僕は行ったことがありますけれども、素うどんであれだけ観光地化されていけば、それはうどんでしょうけれども、更別は麦の産地ですけれども、あくまでも麦の生産地というだけで、うどんをそれからこうするとか、まだその大正金を豆にしていることの方が可能性として高いと思うのですけれども。そのどんぐり部会ですか、その中で、うどんってありきでコンサルタントさんにもうどんはどうですかって頼むからうどんはこうなのですよと。何か読ませてもらったらそんな気がしているのですけれども、それは首長さんはどうなのですか。開発のそれこそ立派な跡地と建物は立派とは言いませんけども、実験等で良いのですか、試験開発で。僕は賛成出来ません。

議長
村長

岡出村長

あその利用については、今、研究というか調査段階でありますので、急ぎうどんの方でございすけれども、うどんの研究にいたしましても、うどんの事業を村が直接将来やっていくということにはなってこないと思うのです。現在はやっぱりその可能性を求めて研究、そしてピーアールに努めていくと、そしてゆくゆくは民間の事業者にそれを渡していくということでございますので、あそこに大々的な村がうどん施設を建ててやっていくということは、なかなか今の段階では村としては慎重にならざるを得ないし、またそれが良いかどうかということは、村民にも説明してございませんので、する気はありません。ただ、そういうものを全部経て、大きな事業に取りかかるものでありまして、とりあえず今、農協との中で進

議長
6 番堂場議員

めているうどんについては、やはり研究を深めていくということで、今お願いしているところであります。

それから、私も民間の住宅地の取得も含めて、あの状況にしておくことは村のイメージにもものすごく影響するわけです。ですから環境整備を急がせた中で、今やっているうどんについて何とか出来ないかということで、今走っているところでございまして、大きくはこれからの問題でありますので、これはもう慎重に研究をしながら、また議会にも十分に説明をしながら、今後の展開についてはやっていきたいなと、そのように思っているところであります。

6 番堂場さん

松橋議員と関連するのですが、開発跡地のうどん工房、まず疑問に思うことから伺います。

我々委員会は、あの跡地を調査し、2回にわたって継続調査をしています。最終的には最後は5月29日に説明を受け調査をしています。その時にさっき委員長からの報告にもありましたけれども、この11日に、この議会に補正予算を組んで、ここまではっきり計画されていること、ただひとつ説明がなかった。これがどうも我々委員会として不審に思っています。少なくともここまで計画をされているのであれば、29日ですよ、もうはっきりしていると思うのです。その一切の説明がなかった。その辺のちょっと見解を説明、まずしていただきたい。

議長
議長

答弁調整のため、午後1時30分から再開いたします。(11時53分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(13時30分)

先程、堂場議員からの質問の答弁がまだなされておられませんので、この際、村側より三好副村長、答弁をお願いします。

三好副村長

副村長

先程の堂場議員からの質問でございますけれども、少し混乱してきてしまいましたものですから、これまでの経緯も踏まえてご説明をさせていただきたいと思います。経緯と言いましても概略でございますのでご了承いただければと思います。

今回の特産品センターにつきましては、キタホナミ、更別で作っている小麦なのですけれども、地場産の優良な農産物がございます。それを販売、ピーアールをもって、農業の村・更別を村内外にピーアールして地域の活性化、更に市街地の活性化を目指したいということで進めているところでございます。特にキタホナミにつきましては、オーストラリア産のSWという小麦がありますけれども、これは麺類に多く使われている優良な品種なのですけれども、それに匹敵する麺適正があるということで、うどんだとか、ラーメン、パスタを加工する工房核としてはすね施設構成ということで、これまで検討してきたところでございます。この他、特産品センターにつきましては、手作りうどん等の体験工房、イートイン、そこで作っものをセルフで食べるスペース、それから特産品の販売コーナー、観光ピーアールブース、催事等の機能を有する施設として考えてきたところでございます。その中で、やはりその生産から加工、販売を手がける6次産

議長
6 番 堂場議員

業化がやはり更別村には必要というような視野に立って、地域が一体となって取り組める環境作りを進めたいというふうに考えているところでございます。その中で核施設として考えております、うどん工房等の調査研究施設を今回の補正予算で提案させていただいて、事業化をしていきたいというところでございます。

そんな中で6月4日に全員協議会でご説明し、お示しさせていただきました特産品センター構想の調査報告書、これはあの業者に委託している部分でございますけども、うどんにつきましては、将来的にも開花する可能性を秘めた有望な商品であると、一方で特産品センターとしての商品力には乏しいといった報告がある中で、今回事業化の可能性を多角的に調査するというので、予算を提案させていただいたところでございます。この件につきましては、これまでの市街地活性化実施計画等においても、この開発跡地の利活用につきましては、うどんの加工工房を視野に検討していることをご説明させていただいてきたところでございます。そのような中で、議会においても総務厚生常任委員会の所管事務調査ということで、本日も報告がありましたけれども、財産の取得と活用で調査されておられました。その場で今回の計画もご説明させていただければ良かったところでありましたけども、時期的に総務厚生常任委員会と全員協議会の時期が近いということで、委員会の方の調査事項との重複を避けるということで説明を私はためらっていたところでございます。結果、説明の順番が前後する形の説明となりました。合わせて予算の提案時期と時期が重なってしまったということで、混乱を生じさせてしまったということで、私の不行き届きかなということで、深くお詫びを申し上げたいと思います。

どうも申し訳ございませんでした。

6 番 堂場さん

説明ありがとうございます。

今説明されてよくわかる、そのとおりなのです。実際に今日、はじめに委員長が報告した中身は今言うのとすごく異なるのですね。報告はこれから検討します、検討して下さいと、その2週間後の今日、ちゃんと計画してある、そしておまけに報告した後の議案にですよ、追加予算でその計画で金額まで計画されているのに、やっぱり少なくとも今説明の中身ではちょっと解釈出来ないと思うのですよ。悪く言えばですよ、我々委員会、議会を軽視しているのではないかと、このようにも取りかねないです。あまりにもやっぱり全員協議会と重複するからなんて、そんなことではなくて、そこまでちゃんと計画されているのであれば委員会でそのことで調査しているのですから、やっぱり説明していただきたい。そして今後そういう詳細がわかった時点で少なくとも早めに議会、委員会の方に報告していただきたいというお願いをいたしたいと思います。

それから次の質問なのんですが、また同じようなことで関連するのですが、今の説明の中でもありましたけれども、全員協議会で、この調査報告書、これを見せてもらっています。この中身も見ました。その結果によって色々調査なりして、今回予算化して計画をしたのだと思います。全員協

議 長
副 村 長

議会の時、先程同僚議員も言っておりましたが、あの時の説明は本当に加工施設、試験的にやるので2年間で限度だと、2年間ではつきりするのだというような説明だったのですが、この中身を見ると、そんな2年間ではない長い長期的に見た中で調査し、あの計画を立てると、その調査した結果、このうどん工房、あそこに跡地に建てて、そして長期的にそれが良くなればやるというようなことで、この資料にあります。

そこでこの資料、この中身、上手く全員協議会の人に説明がなかったのでお聞きしたいのですが、この企業診断事務所の後藤経営いうところを出しているこれですね、この中身を見るともう既にですよ、このうどん工房が出来て、青写真、もう完全にもう経営、店経営するのかな、何かまで出ている。中を見ると220,000千円の金額まで出ているというようなことであれば、もう少しその中身も長期的に、それが試験的にあのうどん工房をやって、今回の13,000千円の予算で、それが成功すれば、長い目で見ればこのような計画を考えていますというような説明までしていただきたいと思うのですよ。そこでそういう説明があれば、またそれに対してでもこちらはまだ質問もあるし考えもあるのです。全然中身がわからないのです、今回のこの開発跡地の市街地活性化全部含めて、13,000千円の追加予算に関しての中身というのがよく理会出来ないということでもあります。そんなことで、この件についての長期的な考えというのは、どの辺までこれをやるのか。

三好副村長

まずもってですね、最初のご指摘がございました、説明不足という部分につきましては、今後そのようなことがないようにきちっとした段取りで進めていきたいと考えておりますので、ご了承の方よろしくお願い致します。

それから調査報告書の件でございますけれども、調査報告書で現状から将来像まで全てこうまとめたのがこの報告書なのかなというふうに位置付けているところでございます。

ただその中でも疑問に思っているところもございますし、当然この最終形の青写真等もありますけれども、一気にそのこまではいけないというようなところで、どこかである程度、一定程度の判断をしながら進めていかなければならないのかなというふうに思ってきたところでございます。

そんな中で今回はあくまでも本オープンということではなくて、この事業が果たして事業化して可能なものかどうか基礎調査をするということが最大の狙いでございます。そんな中で必要最低限の経費を今回の補正予算で計上させていただきまして、27年度までにいったんの決断をしていきたい。ただ、そこですぐ止めるということではなくて、改善を重ねて出来るだけ将来像に近いものを目指していきたいということで、安易にとりあえずやってみるかということではなくて、計画的にまだまだ詰めなければいけないところはありますけれども、しっかりと詰めた中で進めていきたいと思っておりますし、その折々に議会の方とも情報交換をさせていただいて、ご意見を伺いながら、そして活性化協議会、住民の方のご意見もいただき

議長
6 番堂場議員

ながら、この事業を効果のあるものにしていきたいなというふうに思っておりますのでよろしくお願い致します。

6 番堂場さん

よくわかるのですが、少なくともここまでお金をかけてやったら、やっぱり 27 年度までの結果を見るのではなくて、27 年度までで、どうしてこれに乗っていけないのかというようなことをよく考えて、少なくともこんな立派なあれが出来たのだから、これに近づけるように補い、検討していただきたい。そして、少なくともこれを実現させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長
副 村 長

三好副村長

調査研究を徹底的に積極的にやって、なるべく実現していきたいという思いは議員も私も同じだと思いますので、精一杯努力していきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

議長

他に質疑はありませんか。

4 番松橋議員

4 番松橋さん

今の件につきまして、議員間の中でももう少し議論が必要だと私は考えますので、動議の提出をここで提案いたします。

議長

賛成者はおられますか。

(賛成の声あり)

議長

ただ今、松橋議員から、暫時休憩の動議が提出されました。
この動議は所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。
休憩の動議を議題として採決いたします。
暫時休憩することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって暫時休憩をいたします。(13 時 43 分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。(16 時 15 分)

4 番松橋議員より、修正の動議が提出されております。

動議は成立いたしました。

したがって、本動議を直ちに議題として採決いたしたいと思っております。
おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって修正の動議は可決されました。

本案に対しては、4 番松橋さんから、お手元に配りました修正の動議が提出されています。

議長

したがって、これを本案と合わせて議題とし、提出者から説明を求めます。

4 番松橋議員

4 番松橋さん

4 番、松橋です。

議案第 37 号、平成 25 年度更別村一般会計補正予算（第 1 号）に対する

修正動議を提出します。

上記の動議を地方自治法第 115 条の 2 及び会議規則第 17 条の第 2 項の規定により修正案を添えて提出を致します。

おおまかな中身の説明をさせていただきます。

議案第 37 号、平成 25 年度更別村一般会計補正予算（第 1 号）の第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 29,978 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,091,485 千円とする。

1 ページがそのようなことを書いてあります。

それでどの分が減額をされましたかということを、まず歳入の方で地方交付税が減りまして、補正額として 23,917 千円が 1,983,986 千円、それで金額が 23,917 千円。次に財産収入、23,972 千円、それから財産運用収入が 18,842 千円。それで建物収入がカットになりまして 4,741 千円。次のページにいきまして、先程議題にありました庁舎の管理委託料の補修工事をカットいたしまして 2,522 千円のみ。市街地活性化分の工事請負費 2,520 千円を残すのみで、あとをカットさせていただきます。

大まかな説明で申し訳ありませんけれども内容的にはそういうことです。

議 長 説明が終わりましたので、これから修正案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議 長 （ありませんの声あり）
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
原案に対する賛成者の発言を許します。

議 長 （ありませんの声あり）
原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

議 長 （ありませんの声あり）
修正案に対する賛成者の発言を許します。
（ありませんの声あり）

議 長 これで討論を終わります。
これから議案 37 号、平成 25 年度更別村一般会計補正予算（第 1 号）の件を起立により採決いたします。
この採決は起立によって行います。
おはかりいたします。

議 長 議案 37 号に関わる修正案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（起立 7 名）

議 長 起立多数、起立 7 名です。
したがって修正案のとおり可決されました。

議 長 日程第 17、議案第 38 号、平成 25 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

村長	岡出村長 議案第 38 号、平成 25 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件でございます。 第 1 条といたしまして、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,892 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 416,111 千円とするものであります。 歳出から説明申し上げます。 6 ページをお願い申し上げます。 6 ページは歳出でございまして、款 2 の医業費、項 1 の医業費、目 2 の医薬品衛生材料費、2,892 千円の減額であります。医薬材料費、医療用薬品費の減額ということでございまして、一般会計の補正予算でも説明いたしましたけれども、この 4 月から子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌の予防接種については、任意接種から法定接種に制度が改められましたので、任意として予算計上してございました診療所勘定からは関連予算を落とすということでございます。 歳入 5 ページをお願い申し上げます。 5 ページは歳入、款 1 診療収入、項 3 その他の診療収入、目 1 諸検査等収入、2,892 千円の減額であります。 歳入でもご説明のとおり関連予算を減額するというところでございます。 以上、提案説明と致します。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
	質疑の発言を許します。
	（ありませんの声あり）
議長	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終わります。
	これから本案に対する討論を行います。
	討論の発言を許します。
	（原案賛成の声あり）
議長	これで討論を終わります。
	これから議案第 38 号、平成 25 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。
	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	異議なしと認めます。
	したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議長	おはかりいたします。
	議事の都合により 6 月 12 日から 6 月 13 日までの 2 日間休会いたしたいと思っております。
	これにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	異議なしと認めます。

議長 したがって、6月12日から6月13日までの2日間休会することに決定しました。

議長 なお、6月14日の会議は議事の都合により、特に午後5時に繰り下げて開くことにいたします。

議長 これにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声あり)

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長 本日は、これをもって散会いたします。

(16時25分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年6月11日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 高 木 修 一